

災害による「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示」の避難情報が発令された場合の対応基準

I 台風、河川氾濫等の危険により避難情報が発令された場合

	家庭	学校	
	登校前	午前	午後
避難情報が発令された地区がある学校	○自宅待機 ○発令地区は避難行動	○残留	○残留 <u>気象状況を考慮し、 以下を原則に対応する。</u> ※下校時、避難情報発令地区の児童生徒は保護者引渡し ※それ以外の児童生徒は、安全に留意して下校
避難情報が発令されていない地区の学校	○登校	○通常通り	○通常通り ※下校時、安全に留意させる
解除された場合	午前 10 時までに解除 ○登校	○通常通り	○通常通り

II 土砂災害警戒情報で発令された場合

	家庭	学校	
	登校前	午前	午後
避難情報が発令された地区がある学校 ※豊田南小学校は該当します。 (下記参照)	○自宅待機 ○発令地区は避難行動	○残留	○残留 <u>気象状況を考慮し、 以下を原則に対応する。</u> ※下校時、自宅が警戒区域にある児童生徒とそこを通る児童生徒は保護者引渡し ※それ以外の児童生徒は、安全に留意して下校
避難情報が発令されていない地区の学校	○登校	○通常通り	○通常通り ※下校時、安全に留意させる
解除された場合	午前 10 時までに解除 ○登校	○通常通り	○通常通り

※ 豊田南小学校区で「土砂災害警戒区域が含まれる地区」：一言北原

※ 本校の対応は、豊田南小「いわたホットライン」で送信します。

(参考) 磐田市土砂災害警戒区域・特別警戒区域マップ (磐田市ホームページ)

<https://www.city.iwata.shizuoka.jp/jigyosha/tochidourokasen/dosyasaigai.php>